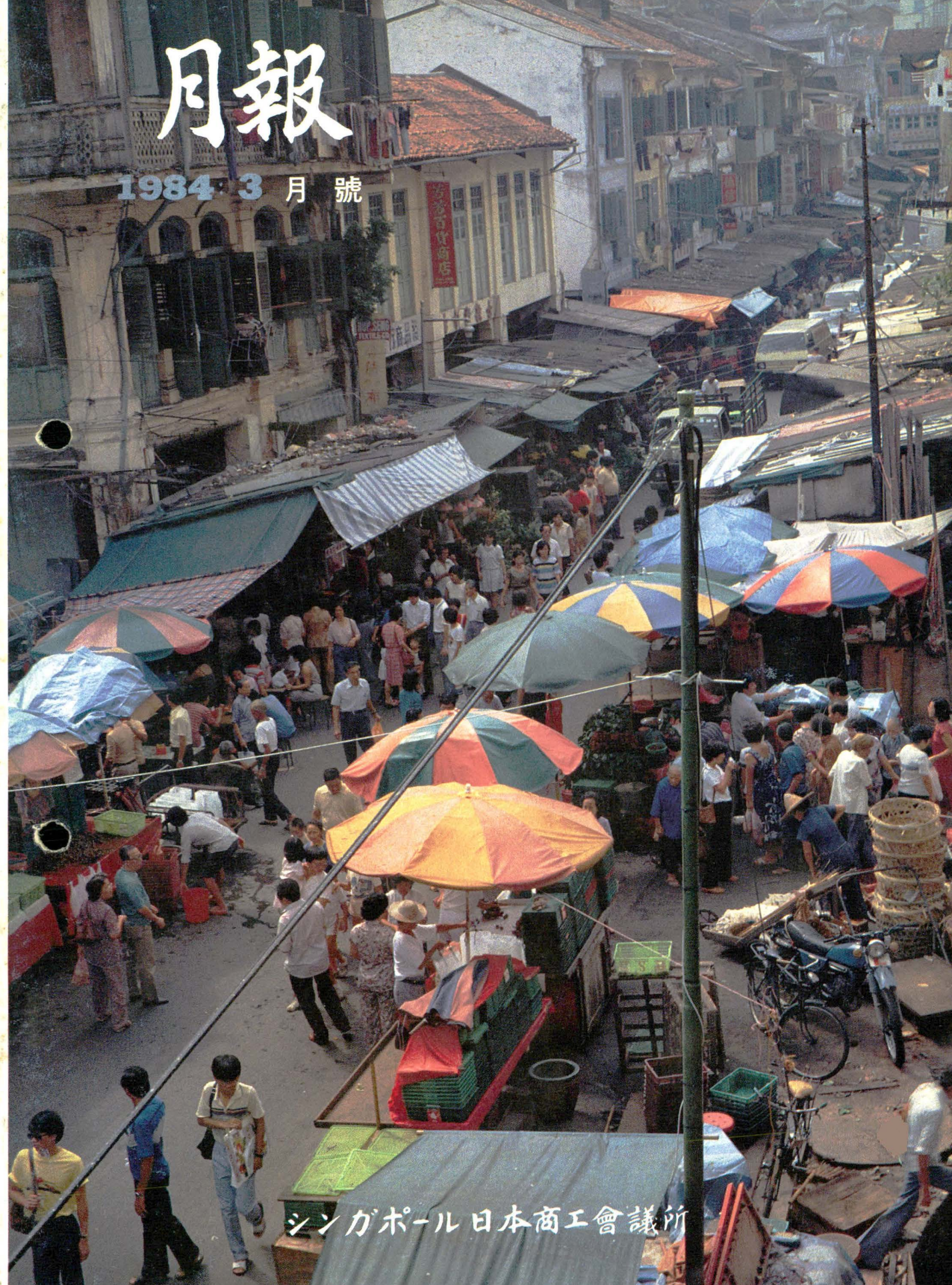


月報

1984 3 月 號



シンガポール日本商工會議所

〈目 次〉

(1984年3月号)

経済協力貢献者表彰を受賞	会議所ニュース	1
最近の国際経済情勢と為替動向	(東海銀行) 新井 永吉	2
シンガポールの株式市場	(シンガポール野村) 福田 俊介	18
シンガポールにおける警備保障業界	(協和警備保障(株) 松本 弘 協和ビル管理(株))	25
1984年NWC勧告に関する意見		30
会員紹介	(キックーマン・シンガポールPTE LTD オリエント・コンシューマー・ クレジット・プライベート・リミ テッド)	34
理事会の動き		36
1984年2月～3月の主な経済記事		41
広 報 欄		46
資料案内		47
編集後記		49

会議所ニュース

水戸会頭 経済協力貢献者表彰を受賞

シンガポール日本商工会議所

昭和58年度経済協力貢献者表彰式が、1984年2月8日午前9時20分から通商産業省大臣室で行われ、水戸清氏ら12名に小此木通産大臣からそれぞれ表彰状が手渡された。

経済協力貢献者表彰は、日本と発展途上国との相互依存関係がますます深まりつつある中で、発展途上国において長年にわたり現地の経済・社会の発展に寄与し、日本の経済協力の推進に貢献した人達を通産大臣が表彰する制度で、昭和50年度から実施されている。シンガポールからの受賞者は、桜井清彦氏（1976年度）、中山一三氏（1978年度）、大塚泰氏（1981年度）、古新居康氏（1982年度）に次ぎ5人目の受賞である。



最近の国際経済情勢と為替動向

東海銀行
専務取締役 新井 永吉

(本稿は58年12月2日に開催された東海銀行シンガポール支店5周年記念講演会にて話された内容をまとめたもの)

I 序 言

私は仕事の関係で比較的海外各方面への出張が多く、こうした機会に見聞し、又多少調べたところを取纏め「最近の国際経済情勢と為替動向」ということでお話し申し上げたい。

1982年までというか、或いは83年春頃までを含めても良いと思うが、この時期までの世界経済の特色はまず、世界同時不況それも長期に亘る不況の持続であり、また米ドルの独歩高、世界各国における高金利の定着であったが、こうした状況の中で、82年夏場以降メキシコをはじめとする国際金融不安問題が、表面化したわけである。

1979年以降ほぼ4年に及んだ世界的景気後退の要因は、いうまでもなく第1次及び第2次オイルショックの累積的影響である。6年間に原油価格が約14倍の値上りをしたことの影響は甚大なものがあつた。81年から82年にかけて世界景気回復の兆しらしいものが見えた時点もあり、これを手掛りとしてOECD、IMFなどで景気回復を予測した経済見通しを発表したりなどしたが、結局景気回復は蜃気楼のような幻影と化し、或いは逃げ水のようにどんどん後ずれしてきたというのが82年末までの実情だったと思う。

併し乍ら、ついに、と言うか世界経済は83年に入り特に第2四半期以降の米国経済の力強い回復を軸に徐々に回復過程に入っていることは間違いなく、84年はこれが、更にはっきりした形をとるものと期待してよいのではないかと思う。こうした景気回復の緒口となったのは家計においてはインフレ鎮静に伴う実質所得の回復であり、企業段階においてはコスト低下

による収益の好転にあると思われる。

そこでまず今回の世界景気回復の発火点でもあり、また今後についても最も大きな影響力を持っている米国経済につき若干時間を割き、あとヨーロッパその他、更に日本経済につき触れることとしたい。

II 米国経済

1. 景気回復のプロセス

米国経済は1980年（昭55年）、実質GNPで $\Delta 0.3\%$ のマイナス成長のあと、一年おいて82年も $\Delta 1.9\%$ と大きな落込みを示した。併し現在色々な経済指標で検証すれば82年の11月が景気の底でその後回復過程に入っていることが分る。

即ち実質GNPは83年第1四半期に対前期比年率で 2.6% の成長とプラスに転じたあと第2四半期には 9.7% と急上昇、第3四半期には 7.6% とやや伸び率が低下した。第4四半期は 5% 台といま少し鈍化することが見込まれているが、内容的には力強い回復が続いている。

第1・第2四半期の景気回復の主導役が個人消費、住宅着工であったのに加え、第3四半期以降は設備投資、在庫投資の伸びが目立っており、本格的景気上昇の様相を呈している。

米国の景気回復を表現する形容詞も当初はWeakとかmodestという言葉が用いられていたが、最近ではvigorousという表現になっている。又これを飛行機の離陸にたとえて、米国の景気回復は初期のエンジン加速の段階を終えて巡航速度に移ってきたと表現する人もいる。

2. 米国景気回復の要因

オイルショックを主因とするインフレと景気後退の併存、即ち所謂スタグフレーションに対処するため1980年以降米国はまずインフレの徹底的抑制を主眼とする強力な金融引締め策をとった。具体的には通貨供給量即ちマネー・サプライの厳重な管理を金融政策の主眼とした。

この結果、米国は異常ともいうべき高金利の状態に突入し、80年末には公定歩合 18% （上乗せ 4% ）、プライム・レート 21.5% という水準にまでに達したことは御承知のとおりである。その後、高原状態が続いた

が、83年夏場から年末にかけかなりのスピードで低下した。それでも現在公定歩合8.5%、プライム・レートは11%であり、インフレ率との関係でみれば卸売物価、消費者物価とも前年比2%程度の上昇までに落ち着いてきたことを考えれば実質金利は相当高いといわざるを得ない。

一方、失業率についてみれば、80年以降81年にかけては毎月戦後最高を更新するという状況で、82年11月には10.8%にまで達した。

それではこのような高金利・高失業のもとで何故米国経済が大方の予想を上廻るテンポで、しかも金利に敏感な個人消費関連部門から回復過程に入り、本格的な力強い回復を辿るに至ったのかこの辺を吟味してみたい。

振返ってみれば先述の79年以降の厳しい引締め政策、即ち高金利政策によりインフレ率は次第に低下、特に82年以降はドル高による輸入品価格の低下とOPECの原油価格引下げの効果も加わってインフレ鎮静が顕著になり、これが景気回復の条件を整えた第一の要因と言えよう。

また高金利といっても前述のとおり82年秋以降の金利水準は、それ以前の超高金利時代に比べれば相対的にはかなり水準が下ってきていることも当該要因として挙げられる。

そこで家計部門をみると、長期不況による失業増、賃上げ率低下により名目所得の伸びは鈍ったが、インフレの鎮静がこれを上廻るテンポで齊らされたので、家計部門の実質所得はプラスを維持できる状況になってきた。また82年、83年に亘って実施された25%という所得減税も可処分所得を増大させた。

こうした条件の整備に伴って、従来抑制され閉じこめられていた住宅、自動車などの需要が呼び起され、個人消費の急速な盛り上りとなった。例えば米国の住宅着工の過去10年間の平均は年間170万戸であるが、これが82年は100万戸にまで落込んでいた。要するに条件さえ整えば買いたいという需要がたまっていたわけで、自動車についても同様なことが言える。

次に企業部門をみると次の諸点が注目される。

(1)第一点は収益構造の好転が目立っていることである。この収益構造の

好転事由としては次の事項を挙げることが出来る。

① インフレ鎮静、原油価格低下、ドル高等による原材料コストの低下。

② 長期不況、失業増加という環境の下で労働組合側の賃金凍結受入れ、労働慣行の見直し、配置転換受入れ等大巾譲歩がみられた。そのほか組合加盟労働者数の減少など労働面での変化が大きく、これが労働コストの低下に繋がった。

③ 更に企業の減量経営、合理化努力が進み昨年半ばから米国の労働生産性は顕著な改善を示すに至った。これが今後にも繋がるものかどうか極めて注目を要する点である。

(2) 企業部門で注目される第二の点は、

低水準の在庫→生産増→操業度上昇→設備投資という好循環が起ったことである。

これを敷衍すると次の通りである。

① 長期不況と高金利の下にあって企業は極力、在庫を圧縮していた。そこへ前述の如き個人消費の盛上りがみられたため、企業は生産の増加、稼働率の上昇を以てこれに対応することとなった。

このため米国の鉱工業生産は83年初め以来毎月前月比増加を示し、製造業の設備稼働率も月をおって上昇、83年9月には3年振りに従来のピークを更新するに至っている。

② 設備投資についてみれば、米国企業の設備投資は70年代後半から顕著に低下傾向を辿っていた。これが上述のような企業活動の活潑化、設備稼働率の上昇、更には所謂ハイテクノロジー産業の目ざましい台頭の中でようやく動意を示してきわけである。税制面からの投資減税の導入がかなりの程度これをサポートしている点は見逃せない。

企業収益の好転も勿論、設備投資の環境を整えた大きな要因である。

③ いま一つ高金利の中で金融面から企業活動の活潑化を支えた要因を申し添えたい。

82年半ば頃から景気の先行きを織込んで米国株式市況は活況を呈してきたが、これは企業にとっては増資実行のチャンスであり、企業は金利コ

ストの高い社債発行に代え低コストの時価発行増資を盛んにしてキャッシュ・フローを潤沢にしてきた。

これも今回の景気回復期における企業の対応として注目されるところである。

3. 米 国 景 気 の 現 状 及 び 見 通 し

(1) 現 状

83年第4四半期は第2、第3四半期に比べれば景気上昇速度は鈍化しているが着実な上昇を続けていることは間違いない。

鉱工業生産は83年初来毎月増加を示し、製造業稼働率は9月まで10カ月連続の上昇で78.4%という高水準に達している。

設備投資も月により若干のふれはあるが、はっきりと増加傾向が読みとれる。在庫投資もこれまでの流通段階に加え製造業にまで積み増しの動きが広がってきている。

こうした力強い景気回復の地合いのもとで失業率は7月に10%を割り込んだあとも着実に低下し、10月は8.7%にまで下った。失業者数は989万人で、約1年半ぶりで1千万人を下回ることとなった。

一方物価面をみると、9月の卸売物価の前年比は+1.4%、消費者物価は+2.9%で引続き落ち着いた動きを示している。

かような状況のもとで、83年の実質経済成長率は82年の△1.9%から一転して3%台前半のプラス成長になるものとみられている。

(2) 今後の見通し

当面84年の景気についても楽観的見方が支配的となりつつある。

OECDの経済見通しでは米国の84年の実質成長率は4.5%と主要国中最大の伸びを見込んでいるが、米国政府自体の見通しはもっと高く5.2%、民間の経済研究所の中には更に高い伸びを予想するところもある(例えばDRIは5.3%)。

インフレに関しても84年は83年ほどではないにしても大体5%前後でまず安定的に推移するとみられている。

つまり米国経済は全体として旨く回り始めたというのが83年から84

年にかけての状況である。

それでは問題はないのか。と言えばそうではない、もう一步先を展望すると不安材料、不確実性が色々ある。

財政赤字の持続とそこからくるインフレ懸念、金利高止りの長期的影響、ドル高による対外競争力低下というような長期的影響などがそれである。例えば実質金利の高止りということは設備投資にはやはり厳しいインパクトを持つとみられる。またドル高の持続は米国の輸出産業を衰退させ、長期的な産業の活性化を危うくするのではないかといった懸念には根強いものがある。

そうした意味で、米国経済は目先は良い形であるが、先行きはなお不安を孕んだ展開といわねばならないかと思う。

要するに「減税によって貯蓄率を高め、設備投資増加を起点として経済を拡大、これが税収増を齊らして財政赤字も縮小する」というのがいわゆるレーガノミックスの筋書であったが、現実はこの異なるプロセスを辿った。米国の83年の貯蓄率は1950年以来の低貯蓄率であり、所得税の減税分はすべて消費に廻った形で個人消費主導型の景気回復となった。

併しそれはとも角、インフレは鎮静し、経済は上向き、失業は減少し、現状はゴルフでいう「結果オーライ」という恰好である。グリーンを狙ったボールがゴロになってあらぬ方へ転がり、木の根っ子に当たったところキックがよくてグリーンに乗ってしまったようなものである。

III その他 地域

1. 欧州

米国ほどの力強さはないが欧州の景気も83年春頃から英国、西独を中心として回復に向い、その後も極めてゆっくりとしたテンポではあるが前進を続け、徐々に底固さを増している。

景気回復の挺子となったのはやはりインフレの鎮静であり、これを土台とした内需主導型の経済のいわば自律回復というパターンである。

こうした環境の好転の中で米国同様、長期の不況の期間中おし込められていた個人消費、設備投資が動き出したというシナリオである。

更に最近では米国の景気回復の影響から各国とも輸出が増加傾向にあり、内需の回復と相俟って景気を後押しする恰好となっている。

こういう状況のもとで各国とも83年・年初に発表した経済成長見通しを上方修正する動きがみられる。例えば、81年△0.3%、82年△1.1%と2年連続マイナス成長を記録した西独は、83年に関しても当初は精々+0.5%程度とみられていたが、最近では1%は固いとみられるに至り、84年については2.5%ないし3%という見方が強まっている。

また英国も2年続きのマイナス成長のあと、82年は2.3%のプラス成長に転じていたが、83年及び84年についても2%を優に上回る成長率達成が見込まれている。

このようなスローテンポではあるが底固い景気回復を背景とし、西独、英国等では求人数がやや増加し、失業率も頭打ち気配を示している。

こうした中で、フランス、イタリアでは輸出の増加傾向はみられるが、内需は低迷を持続し、景気回復の立遅れが目立っている。

これは結局両国とも今だに2桁インフレの状況にあり、これが消費者の実質購買力を減殺し、また企業収益の回復を妨げているためで、米国の例にみるように景気回復のためにはインフレの鎮静が大前提となるという事実がここでも如実に示されているように思う。

2 アジア諸国

アジア諸国の経済情勢については、日頃の業務を通じて皆さんは通曉しておられるので詳細は省略する。

アジアに於ては、国別、業種別になお跛行性はあるが、全体として景気回復の足取りは一層確かなものになりつつあると言ってよい。

まず各国とも対米輸出が着実に伸びを高めており、また台湾、シンガポール、マレーシア等の諸国ではここへ来て日本向け輸出についても底入れの兆しが出はじめている。

内需面でも韓国、台湾、タイ等では個人消費や住宅投資が漸増傾向にあり、業況好調の業種では設備増強の動きもみられ始めている。

こうした輸出及び内需の好調を反映してこれら諸国の鉱工業生産は概ね

順調な回復傾向を辿っており、特に韓国、台湾では前年水準を2割方上廻る伸びを記録している。

かように総じてみればアジア地域の景気も着実に回復の方向にあるが、その中において政情不安から多額の資本流出を生じて累積債務問題が一挙に露呈したフィリピンの景気停滞が目立っているように思われる。

IV 日本経済

1. 景気の現局面

ここ数年の世界不況の中において日本経済もその影響を免れず実質経済成長率は56年度以降3%台前半(56、57年度とも3.3%)にまで低下した。

他の主要国が軒並みマイナス成長に陥ったような環境を考慮すれば低水準とはいえプラス成長を維持したことはまずまずといわねばならない。

57年度の実質成長3.3%の内容をみると、そのうち個人消費が2.5%と最大の寄与をしている。

57年度は卸売物価の前年比+1%、消費者物価+2.4%と物価は極めて安定しており、やはり物価安定が経済成長の基礎であることがここにも立証されている。

58年度の状況

57年度の実質GNP伸び率が3.3%と申し上げたが、四半期毎にみれば次第に下降線を辿っており第4四半期(58年1~3月)は年率0.8%と極めて僅かな伸びに止った。

併し現時点でみればこの期が景気の底で、その後景気は緩やかな回復過程にあると言ってよい。

即ち58年度第1四半期(4~6月)の実質GNPは年率3.5%の伸びとなり景気回復過程に入ったことを示したがこれに最も大きく寄与したのは輸出の急速な回復である。3.5%のうち2.5%が輸出による伸びで7割方の寄与をしている。

輸出の好調はその後も続いており、先行指標である信用状統計などからみると、少くも84年1~3月期もこうした堅調が崩れる気配は見受けら

れない。地域別には、本格的景気回復に入った米国向けの増加が顕著であるが、その他その波及効果が及びつつある韓国、台湾などアジア向け、西独、英国など欧州向けも伸びている。

かように輸出主導型の景気回復が続く中で、国内の在庫調整も殆んどの業種で一巡したため生産・出荷の回復傾向が定着し、鉱工業生産指数は83年6月にこれまでのピークを超えたあとも増加を続けており製造業の稼働率も月を追って上昇している。

また商品市況も上昇傾向にある。

こうした状況のもとで企業収益の回復傾向が顕著になってきた。これは①原油価格低下効果の波及、②ベア率の落ち着き（春斗ベアは57年の7%に対し、58年は4.4%）等のプラス要因が表面化、③稼働率上昇に伴う生産性向上効果、④市況持直しによる製品価格上昇効果等が顕現化しつつあるためである。

58年度下期の製造業経常利益は上期比約3割の大巾増益になるものと見込まれる。

次に今後の景気回復の姿について触れてみたい。

58年度のこれまでの景気回復が輸出主導型と申し上げたが、国内最終需要は全体としてまだ足踏み状態を脱するに至らず、これが景気回復の足どりを引続き鈍いものにしている。

まず財政の現状からみて公共投資に期待できないことは当然であろう。

一方、民間需要についてみると、個人消費は物価が一段と鎮静している中であって引続きプラスではあるが、春斗ベア率の低率とか企業の省力化の進展により雇用が伸び悩んでいることから盛り上りを欠いていた。住宅投資も同様な状況下にあった。更に企業の設備投資も企業収益の見通し難から減額、繰延べの動きが続いてきたのが実情である。

ただ前述のように輸出の好調持続の影響は、在庫調整の完了、生産出荷の持続的増加、操業率の上昇、企業収益の大巾好転等企业活動の多くの面に浸透しつつあり、これが緩慢乍ら内需にも波及して行くことが考えられる。例えば設備投資についてみれば、大企業での繰延べ、削減の動きは概

ね一巡し、一部弱電関係では増額修正の動きが出始めつつあり、また中小企業の設備計画には上方修正の動きがみられる。

個人消費についても、操業度向上による時間外勤務の増加等から可処分所得が増加し若干乍ら伸びを高めることが考えられる。

このような姿で58年度下期は引続き輸出に依存するところが大きいが、内需寄与度も次第に高まり上期に比べ景気回復のスピードは加速されよう。

58年度の実質経済成長率政府見通しは3.4%で、当初はその達成を危ぶむ見方が多かったが、現状をもって判断すれば大体その程度は達成可能ではないかと思われる。

2 59年度の見通し

59年度も前述の如き58年度下期の姿の延長で景気は回復基調を持続しよう。

先般の公定歩合引下げに伴う長短金利の低下もあって設備投資の伸びは、かなりはっきりしてくるのではないか。個人消費は企業収益好転によりベア率が若干上昇することが考えられることとか、予想される所得減税により、いま少し伸びを高めることが考えられる。

かくて59年度全体としては次第に輸出から内需にウェイトを移した回復を辿り、実質GNPとしては4%周辺の伸びが考えられるのではなかろうか。

この際留意しなければならないことは過去の景気回復期のような各需要項目が揃い踏みするようなダイナミックな景気上昇には仲々なり難いことである。その理由の第一は、財政悪化により財政面からの景気サポートを行う余地が殆んどないことである。次いで貿易摩擦が一層尖鋭化しているため輸出の増加にも限界があることが挙げられる。

更に所謂債務累積国が増加し、これらの国は緊縮政策をとらざるを得ないため世界の貿易拡大が阻害されていること等である。

V 国際経済情勢の結び

以上世界経済を概観したが、国により遅速および力強さの相違はあるが、世界の景気が3年有余に亘る長期不況を脱して本格的回復期に入ったこと

はまず間違いない。そして84年はこの回復感がより確かなものとなり、明るい年となることが期待される。

今回の景気回復の主役が米国であるだけに、84年以降に関しては米国の説明の際申し上げた不安材料、即ち財政大赤字の持続、インフレの再燃、金利高止りの経済へのインパクト等が問題点として懸念される。84年が米国の選挙の年であるだけに財政赤字圧縮努力がおろそかになりかねないことも心配の一つである。

これとは別に今後世界経済回復の障碍として心配されるのはイラン・イラク戦争のエスカレート等による石油情勢の悪化と累積債務国問題の一層の深刻化である。何とかこうした問題が平穏に推移することを望みたい。

VI 為替動向

1. 為替市場における最近の特徴

82年末為替市場で目立つ事柄はまず第一に独歩高ともいうべき米ドルの堅調さである。第二の特徴は最近特に83年秋口以降、日本円の底固さが目立つことである。米ドルに対する水準としてはまだ1ドル232～235円台で円高というのは適當ではなく、いわば円安是正の範囲内に止まっているが、それにしても相場の崩れが少なく、ひと頃に比べ底固いものが感じられる。

第三の特徴はドイツ・マルク(DM)の軟調、従って円との間にかなり格差がついてきたということである。

以上を若干敷衍して申し上げたい。

(1) 米ドルの強調

その要因としては米国経済の説明の際述べたインフレの鎮静に代表される所謂ファンダ・メンタルズの顕著な改善が挙げられる。こういう地合いの上では当然金利差が物を言い、米国の高金利に誘引された資金移動が滔々として米国に向って起った。中東紛争、欧州のミサイル配備問題等による政情不安も強い国、安全な国というイメージから米国の資金流入に拍車をかけた。これがドル買い需要としてドル相場を押し上げた。

(2) 最近における日本円堅調の背景

もともと物価の安定度、経常収支等所謂ファundamentalズにおいて日本は米国を凌ぎもっと円高になって当然という議論は57年来あるわけだが、現実にはそうならず、むしろ円安で歯痒い思いをしてきた。その理由は米ドルが何故強かったかという先述の説明でお分りと思うが、これを日本の側からみれば次のとおりである。

まず昭和56年度(1981年)の日本の国際収支は経常収支で59億ドルの黒字を記録し乍ら長期資本収支では149億ドルの大巾赤字、従って基礎収支では90億ドルの赤字、次いで57年度(1982年)も経常収支の黒字は91億ドルと一段と黒字を拡大し乍ら日米金利差に基く資本流出により長期資本収支は119億ドルの大巾赤字、従って基礎収支は前年に続き27億ドルの赤字となった。

要するにこうした赤字が常に円売りドル買いをひき起していたわけで、端的に言ってこれが円安の背景で、57年(1982年)秋は278円台までの安値をつけたことは御承知のとおりである。

ところで、その後の国際収支はどうであろうか。58年度(1983年)に入り4~10月の間の国際収支実績をみると、経常収支は7カ月間で155億ドルと一段と黒字巾を拡大している。これに対し長期資本収支の赤字も120億ドルと厩大なものがある。併しとも角、基礎収支において35億ドルの黒字を残したというのが58年度(1983年)これまでの姿であり、これが先述の過去二年度とは非常に異なる点である。

これが先般来の円相場堅調の背景である。なお円相場の安定的推移に関し若干つけ加えれば次のとおりである。

57年(1982年)中の円の対ドル相場の平均値は249円、円の最高値は218円、最安値は279円、その開き即ち変動巾は61円(最も変動巾の大きかったのは53年(1978年)の67円)。これに対し58年(1983年)は1~10月の平均レート238円、最高値227円、最安値248円、変動巾21円で近年最も安定的な相場推移を辿っている。

なお58年(1983年)10月22日の公定歩合引下げの円相場に対する影響についてみれば、引下げ前のレートが1ドル233円、引下げ後現在までの平

均レートが約234円であるから、これも円相場の底固い動きを裏付けていると言ってよいと思われる。

(3) DMの軟調、円相場との乖離について

1ドル360円の固定平価時代は1ドル4マルク即ち1マルク90円であったことは御記憶のとおりである。変動相場制に入り円はドルに対し切上がったが、物価安定至上主義、そのためには強いマルク相場の維持を最優先という西独のポリシーの下でDM上昇円は円を大きく上廻り、ピークでは1ドル1.70DM、対円では1DM145円にまで達した時点もあった。

併し82年来の米ドル独歩高の状況のもとではマルクもドルに対しジリ安の状況を免れず、82年中の安値は1ドル2.59DMにまで下落した。ただ前述のように円もドルに対し同様下落したため、円の対マルク相場は1DM97円から108円の間に推移するに止まった。

ところが83年に入り円相場が堅調の反面DM相場は軟調を続けており、最近の相場で1ドル2.7270DM、円に対しては1DM86円の既往最安値をつけている。

こうしたマルク安の背景としては次のような諸点が考えられる。

①経済のファンダメンタルズに関し西独は日本より劣位にある。

④即ち西独が嘗て最も誇った物価安定に関しても、例えば卸売物価は日本が前年比△4%に対し西独は+1.5%、消費者物価は日本の+0.7%に対し西独は+2.6%と日本の安定度がかなり勝っている。

⑤また経常収支に関しても日本の黒字は83年中、優に200億ドルを超えるとみられるのに対し、西独は40億ドル程度と推定されている。

⑥実質GNPの伸びも日本の方が高いのは前述のとおりである。

⑦欧州におけるミサイル配備に関する米ソ間交渉の帰趨と絡んで安全保障上の危惧が持たれている。

⑧準備通貨としてDMの比率が高いこと。ニクソン・ショック後ドルが独占的準備通貨の役割を放棄し、現状はいわゆる複数準備通貨制制度の状況にある。

全世界の公的当局保有外貨に占める割合は、ドル78%、DM12%、

日本円4%等となっている。即ちDMは第2の準備通貨として多額に保有されているため、一旦環境がアゲインストになった場合、売り浴せられる度合いも大きく相場の軟化に拍車がかかる。

余談乍ら先般のレーガン来日を機として再び円の国際化議論が活潑になったが円の国際化は相場変化を大きくする面があることは留意を要する。DMの今後についてまとめてみたい。

■ 前述のように米国あるいは日本より速度は遅いが西独経済の実体は改善方向にあり、また現在のコール政権は前シュミット政権に比べ財政、物価等経済のデシプリンについては厳しい運営姿勢のように窺われるので、DMはいま暫らくは若干の軟化場面はあるとしても、やがてドルに対しては持直しを示し、円とほぼ平行な動きに戻るのではなかろうか。

2 今後の円・ドル関係について

現状円は基礎収支の黒字化を反映して底固い動き乍らなお円安是正の段階に止まっていると申し上げた。

■ それでは今後の方向はどうか。このところやや相場に動意がみられ、私は徐々に円高方向に向うがそのテンポはそう早くないとみる。

円高の理由として次の事由を挙げうる。

(1) 強すぎるドルは米国の輸出競争力を弱めつつあり、更に米国の景気回復に伴い輸入も増加傾向にあり、米国の貿易収支ひいては経常収支赤字は拡大しつつある。

■ 即ち米国の経常収支は82年既に△112億ドルの赤字に転じているが、83年はこれが△243億ドルに倍増、84年は△375億ドルの大巾赤字になると見込まれている。

(2) 一方日本の経常収支は前述のとおり、黒字巾を増大しており、58年度は250億ドル程度と既往最高の黒字を記録することはほぼ確実である。長期資本も相当高水準の流出が続くが、既に58年度上期がそうであったように年度間としてもかなりの程度の基礎収支の黒字は残る。

■ 59年度についてもほぼ同様な傾向が続くとみる。

■ かように米日両国における国際収支の逆方向の動きが為替レートに影響

を及ぼさない筈はなく、円の対ドル相場は円高に向うと考えることが自然であろう。

(3)但し米国金利についてみると短期金利はいま少し軟化も期待されるが、財政赤字の状況等からみて長期金利は仲々下り難い。従って米国への資本流入というパターンは仲々変らないので、円高移行のテンポはそう早くはないとみている。

3. レーガン大統領来日時の「円安ドル高是正措置」に関する合意について

米国の貿易赤字拡大の中で対日赤字の拡大がとりわけ目立っており、このままでは米国の第2次産業は日本にやられてしまうのではないかという漠たる不安すらある。日米諮問委員会の「日米間の貿易不均衡は米国にとって2百万人の雇用に相当する」といった報告は、失業がなお高水準なだけに一層アピールする。

選挙が愈々具体的日程になってきた折柄、共和党政権としてはレーガン訪日を機にこれを問題解決の突破口としようとする態度が出てきた。民主党が保護主義で得点するのを避けるためにも「円・ドルの是正」という形で意識的に保護主義と違う方向で解決するという姿勢を打ち出したものとも解される。

82年は日本の当局の人為的円安操作という形で為替問題を持出したが、これについては全く証拠を挙げられなかったことから、今度は円高実現を阻害している日本側の金融・資本市場、外為市場の制度、慣行あるいは円の国際的役割についての制約などといった極めて広範囲で間接的な要因までを網羅した形で取上げてきた。

しかも日本の大蔵省と米国財務省両者により構成される「円ドル為替レート問題に関する特別協議グループ」を設け、種々の措置の検討ならびに進捗状態の監視を行うこととなった。

要するにじっくり腰を据えてやろうという構えである。

このような状況の下で当局が決定した事項としては次のものがある。

(1)為替先物取引の実需原則を84年4月から撤廃する。

(2) 政府外債の海外市場での発行の途を開くための法案を次期通常国会に提出する。

(3) 金融機関による円、C D の発行単位を 84 年 4 月から現在の 5 億円から 3 億円に引下げる。また銀行当りの C D 発行限度枠を拡大する。

これらは直接円高には結びつかないが、日本的な制度・慣行の国際化ということはいえよう。

また日本は米国へどんどん資本を流出させながら、資本の流入については色々な形での障害を設けており、これが為替レートの円高化を妨げているという疑惑も根底にある。

更にまた日本は外国企業に内国民待遇を与えることをもって自由化としているが、例えば日本の金融機関その他が米国で認められているのと同じ自由さを米国金融機関等の日本における活動についても認めるべしという完全な相互主義の考え方も強まっている。

円高自体は日本としても望むところであるが非常に広範囲かつ網羅的に問題提起されたわけで、一朝一夕に解決するとは思われないが、これは今後、長期に亘り厄介な問題になると思われる。

シンガポールの株式市場

シンガポール野村

福田 俊介

(1) 市場の歴史

シンガポールにおける株式取引の歴史は19世紀に遡ります。ラッフルズプレースのアーケードの小区画に非公式に集まった株式仲買人が各自の顧客の為に株式の取引を行ったのがその始まりとされており、今世紀に入り1930年6月にシンガポール株式仲買人組合が発足し取引の組織化が進められました。取引所ラッフルズプレースでのボードシステムの利用によりクアララシブールとシンガポール両市場の連絡が可能となり1960年には共同市場として「マレーシア・シンガポール証券取引所」が設立されました。その後1973年5月にマレーシア政府が両国通貨の相互交換性の徹廃を発表したためこの合同取引所は2つに分離することになりました。こうした経緯を経て1973年5月24日シンガポール証券取引所が設立され翌6月に完全な取引活動が開始されました。

(2) 東京証券取引所との比較

シンガポール証券取引所は現在東南アジアの主要市場の一つとなっています。東京証券取引所との比較を示す次の表からシンガポール証券取引所の概略を把握することが出来ます。

	東 京	シンガポール (億ドル)
上場企業数	1,441	301
時価総額	11,520	877
出来高	4,990	118
調達資本額	196	21

(1983年間又は年末現在)

(3) 市場の構造

a. 上場企業の構成

1983 年末現在 301 社が普通株式を上場しておりその時価総額は 897 億シンガポールドル（以下ドル）強にのぼっています。

1983 年末における上場企業の国別内訳は以下の通りです。

マレーシア	171（社）
シンガポール	118
英 国	6
日 本	4
香 港	1
オランダ	1
合 計	301（社）

（注）日本の 4 社はシンガポール預託証券（DRS）で上場されている村田製作所、フジテック、ミネベア及び東急不動産です。

伊勢丹と全日空ホテルはシンガポールの現地法人として分類されています。

次表は同じく 1983 年末における上場企業の産業別構成ですが、この表からシンガポールとマレーシアの産業構造の概要をみることが出来ます。

<u>（産業）</u>	<u>（会社数）</u>	<u>（時価総額）</u>
商工業	177	398（億ドル）
不動産	19	164
金 融	30	196
プランテーション	33	84
ホテル	20	33
鉱 業	22	22

b. 流通市場

● 証券業者

シンガポール証券取引所の会員権は取引所の定款諸規定によって与えら

れます。会員には個人会員と法人会員の２種類があり 1983 年末現在のそれぞれの会員数は個人会員 111、法人会員 25 となっております。

● 市場動向

東南アジア諸国における急速な経済成長を反映し、シンガポール市場は今日に至るまで、極めて高い実績を示しており、株価水準は他の市場に比べ非常に高い伸びを記録しております。1981 年央にストレーツタイムズ株価指数は 973.26 の高値を記録しました。このあと景気見通しが不透明になったこともあり、1982 年の 557.07 まで大幅に落ち込みましたが、同年半ばに底を脱し、83 年を通じて上昇基調をとり戻しました。84 年 2 月には同指数は 1071.91 という史上最高値を記録しています。出来高も同様の推移をたどり、1981 年の 1 年間で 135 億ドルに達しましたが、82 年には 52 億ドルまで急減しましたが 83 年には再び活気を取り戻し、118 億の高水準まで回復しています。

● 投資家の種類

株式市場に参入する投資家を大別すれば個人投資家、機関投資家、投資信託及び外国人投資家に分けられます。出来高の投資家別内訳を示す資料はありませんが、個人投資家が可成りのシェアを占めているものと推定されます。

c. 発行市場

この地域で急速に増加している長期資本の需要を満すためシンガポール証券取引所は過去 10 年に亘り重要な役割を果たしてきました。公社債市場或は活発に長期金融を行う強力な国内金融機関を欠いているためにシンガポールでは一貫して株式市場が長期資本の調達場として機能しています。1982、83 年の両年において、新株の株主割当発行或は公募のいずれかを通じて大規模な資金が調達されました。1982 年に公募（新規上場）した銘柄は 10 を数え、83 年には 7 社が新規上場を行っています。

会 社 名	公 募 株 数 / 単 価 (1 0 0 万 株)	調 達 額 (1 0 0 万 ド ル)
-------	--------------------------------	--------------------------

1982

International Trust & Finance Ltd	7.5 @ \$1.70	12.75
Metal Containers Ltd	22 @ \$1.30	28.6
Malayan Tin Printing Co Ltd	4 @ \$1.45	5.8
Hind Hotels International Ltd	20 @ \$1.45	29
Transmarco Ltd	5 @ \$1	5
Tat Lee Finance Ltd	6 @ \$2.50	15
Hotel Properties Ltd	35 \$1.05	36.75
Singapore News & Publication Ltd	13.9 \$2.74	38.1
ANA Hotels Singapore Ltd	12 \$1.30	15.6
The Insurance Corp of Singapore Ltd	9 \$2.15	19.35
		<u>206.0</u>

1983

Sim Lim Finance Limited	5 @ \$2.00	10.0
Kentucky Fried Chicken (S) Ltd	5.25 @\$1.15	6.04
Cerebos Pacific Ltd	25 @ \$1.35	33.75
Sing Investments & Finance Ltd	5.5 @ \$2.50	13.75
Ssangyong Cement (S) Limited	11 @ \$3.50	38.50
Chuan Hup Marine Ltd	22.5 @ \$2.00	45.00
L & M Group Investments	6.5 @ \$1.35	8.78
		<u>155.82</u>

次表は証券（含債券）の公募或は株主割当発行により調達された資金額（国内設立法人に限る）を示したものです。

<u>（年次）</u>	<u>（調達額） 百万ドル</u>
1979	475
1980	683
1981	1,122
1982	653
1983	1,037

一般に資本市場の存続と発展の重要なポイントは発行された証券を消化する市場能力です。市場の消化能力を正確に測ることは可成り困難なことです。上記の表はシンガポール資本市場の資金供給力の水準を知る為にある程度を目安になると思います。

(4)株式の上場・公開

・その意義

シンガポール証券取引所はシンガポール・ドルによる長期資本の調達手段を多様化する役割を果たします。前掲の表の通り証券取引所の資金供給力は10億ドル台に達しており、今後の成長も考えますと、長期資本の調達の場としての役割を十分に果していると申せます。

今後ますます激化する競争に打ち勝つにはより進んだ技術、設備への投資が不可欠なことは言う迄ありません。この種の投資をまかなうには株式発行による資金調達が最善の方策です。いかなる優良会社でも景気循環による収益の変動から完全に逃れることは不可能です。この収益の変動を軽減し出来る限り回避する為に、公募を通じ株式資本を調達することにより財務内容を強化することが肝要です。多様な資金源を確保するということだけでなく労務関係の改善という面からも株式上場は経営上大きなプラスとなります。従業員持株制度を設けることにより、会社の業績向上に貢献した、或はこれから期待出来るスタッフに、インセンティブを与えると同

時に主要スタッフの会社に対する連帯意識を養う為の一助になると思われます。

- 上場の要件

(1)取引所への株式上場を行う企業は証券取引委員会及び証券取引所の承認を得る必要があります。一般的に上場の主要な条件は次の通りです。

- a.払込資本金が400万\$ドル以上であること。
- b.発行済資本金のうち150万\$ドル又は25%のいずれか大きい方が500人以上の株主によって保有されていること。
- c.500株以上かつ10,000株以下の株式を保有するすべての株主の合計保有株式数は以下の表に示された最低株数を満たさなければなりません。

<u>発行済株式の額面総額</u>	<u>最低株数</u>
i) 5,000万ドル未満の場合	発行済株式の20%
ii) 5,000万ドル以上 1億ドル未満の場合	発行済株式の15%もしくは 1000万ドルのいずれか大きい方
iii) 1億ドル以上の場合	発行済株式の10%もしくは 1500万ドルのいずれか大きい方

但し以下の株主は除きます。

- i. 親会社、子会社または関連会社の持株。
- ii. 取締役の持株
- d.発行株式数の10%を超える部分がノミニー名義でないこと。
- e.事業の基盤が確立しており一般投資家に受け入れられるものであること。
- f.経営が良好でかつ資産が有効に使われ、収益の見通しが良いこと。
- g.上場後定められた様式の損益計算書ならびに企業の収益力に重大な影響を及ぼすと思われる事項を開示すること。

一部市場上場の場合には以下の様な条件が加わります。

- a.払込済み資本金が500万ドル以上であること。
- b.株主数が500人を下回らないこと。
- c.株式の年間売買高が払込済資本の5%以上であること。

- d.直近3年間の各年について年間配当率が、対額面5%以上であること或は一株当たり税引前利益が株式額面の10%以上であること。

尚一部上場株は普通取引（3日目に決済を行う売買仕法）および定期取引（月末に決済を行う。清算取引可能）が可能です。が二部上場株は普通取引のみに限られています。

(2)上場会社は公開上場の要件に沿う様に定款を変更しなければなりません。

(3)上場に当り会社は証券取引所及び証券取引委員会の承認を得た目論見書を発行しなければなりません。

目論見書に記載すべき主要事項は次の通りです。

a.目論見書の日付に先立つ6ヶ月以内に終了した会計年度の監査済み財務諸表及び直近5会計年度の要約した財務諸表。

b.新株発行後の一株当たり純資産

c.資産評価人による固定資産再評価とその評価方法。

d.今後の投資計画と手取金の使途。

e.会社の沿革、取締役及び経営者に関する記述

(4)証券取引委員会及び証券取引所は上場に当り会社が以降3会計年度の損益見積りとキャッシュフローの予想及びその予想をするに当って用いた前提事項について開示する様定めております。

シンガポールに於ける警備保障業界

協和警備保障（株）

協和ビル管理（株）

松本 弘

シンガポールに於ける警備保障業界とのテーマですが、手許に正確なデータも御在居ませんし、弊社も当地に合弁企業として現地法人を設立したのは1983年1月、警備業のライセンスがおりましたのは同年の5月従って営業開始しましたのはそれからです。

以上の様なわけで業界を語るには日も浅く、弊社の活動も五里霧中という所が本音ですので弊社が当地に進出した経緯と知っております範囲の現状をお話し申しまして責任を果させて戴きたく存じます。

日本の親会社が調査を開始したのは1981年の5月頃からです。それ以前にも日本で情報収集をしております実質的には1980年の6月頃と申せます。その頃は只単にシンガポールは将来有望な市場ではないか位の感じでしたが、その情報の糸口といえますのも日本の親会社の役員の一人がたまたま、今年の1月20日にグランドオープンしました、リヤンコート of the役員の一人とお酒を飲みながら話しをしたと云うのが進出のキッカケであり全く他愛のないところから弊社のシンガポールへの進出が決ったわけです。

お酒を飲みながらのお話ですので全く雲をつかむ様な話でしたが、それにシンガポール自体どの様な国か書物による知識のみですので全く解りませんでした。私自身も東南アジアでの生活の経験はビルマ、フィリッピン、バンコックと経験はしておりますが先進国である程度の認識しか御存居ません。然し調査していくうちに経済的にかなり高く政治が安定している国と云う事が判りました。これにより本格的な現地調査をしてみようと云う事になったわけです。そして第一回目の調査が1981年の6月頃でした。そして判明しました事は日本で調査しました以上に有望なる市場であり警備に関しては半官半民の企業であるシスコがダントツに大きく現地での同業

者は数は多くとも、ぬき出た所もなく清掃に関しましてオーストラリア系の DYNSTY だけで、これも警備と同様でありますし設備の管理に関しては全く無いに等しく、日本の親会社にて業務しております警備保障、清掃業務、ビルの管理、全ての進出が可能であると判断しました訳です。その他調査に来星する度に色々なホテルに泊りますと、お湯が出なかったり、エアコンが巧く作動しなかったり。たび重ねて来星する様になりますと当地にも知己が多く出来、そこからの情報も入る様になりました。日本で調査した限りではシンガポールは淡路島の半分程度人口も 250 万程度と聞きましたが、実際歩いてみますと大変大きく感じられ、日本企業が意外に多い事に気付きました。その上今後日系のホテル進出計画を知るに及んで市場としては増々有望である事が判りました。市場としては有望である事は判り、一応進出しようとの意志決定はなされましたが、はたして営業的にやってゆけるかどうか、かんじんの調査が必要なわけです。それから銀行や知己の商社の紹介を得て、実際に企業訪問をし幣社が進出した場合はたしてお得意様になっていただけるかの調査ですが、これには随分と手間がとりました。現在の業社に苦情がありまして、果して幣社が担当させて戴くにしても役務の提供をするわけですので具体的な物品をお見せするわけではありませんので優劣の比較のしようがありませんが、どの企業様も現状には御満足でない事が判りました。只料金的には非常に安く当地の人件費を勘案しても理解出来ない点も多くありました。企業さんの方も安いから仕方ないのだとあきらめ顔ですが、一方では料金は高くとも良いからもっと質の高い要望もありました。然し果して私共が仮例こちらに進出しても当地の人を使ってお客様の要望される質の高い仕事出来るかどうか、それにはどの様にしたら良いかが問題として上ったわけです。この様な問題は全く日本と同じですので、一応クリア出来るとして何時頃どの様な型で進出するかでした。

当初は非常に安易に考えておりました営業だけをし、受注しました仕事に対しては現地の業者に下請させれば良い程度の考えでして、そうしますと失敗しまして仮に撤退しますときにケガが少くてすむと、手前勝手な

むしの良い事を考えておりました。

これでは私共でやる事になりますと否応なく料金は高くなりますし、下請を使うと云う事では間接的な管理になりますので、これではお客様の要望されまところの質の高い仕事は出来ませんし、責任は持てないと云う事で日本でやっているのと同様に直接従業員を雇い直接運営してゆかねばならない事が判りました。それにも増して当地ではまずライセンスの認可が不可欠の問題です。会社は設立はしましたが、ライセンスがありませんでは企業ではなく市場調査だけの会社でしかありません。そうしますと合併企業となりますし、それにはパートナーが必要です。パートナー探しには大分苦労しましたが現在の良きパートナーにめぐり逢え現地に法人を設立することになりました。社名の問題では二転三転は致しましたが日本の協和のネームだけはいかにしても頭につけなくてはならない為苦労致しました。1982年8月から設立の事務手続を開始しまして1983年1月に開設し前述の通り5月にライセンスが認可された次第です。これで天下晴れて日本の企業として又協和警備保障(株)、協和ビル管理(株)のシンガポールの支社としてスタートした次第ですが事務所のスタッフは別としまして、お客様の確保が先か従業員の確保が先かで営業のスタートもままならず、知己の商社の方々の紹介で日参し、事前調査とは又違った回答が返って来てしまい、日夜なやまされました。同じ回答として日本人の警備員を配置するのか、現地人の警備員で日本流の警備が出来るのか、未だ実際に従事させていない従業員に、はたして、私の考えている要望に答えて来れるのであろうか、現時点でも同様な悩みは持続しておりますが理想と現実の違いに直面した次第です。

清掃関係は別としまして警備員を採用するにあたっては、ワークパーミットがあるか、次にCID、日本で云いますれば刑事局の前歴の調査、精神障害、麻薬の前歴等々の証明が各関係機関より発行され、それ以後でないと警備配属が出来ないシステムになっていましてこの点は日本の警備業界もみならう点があると感じております。アルバイト的な雇用は全く出来ず、警備員不足の為上記の証明の無き者を従事させますと1名当り1,000\$

の罰金の上ライセンスの没収で会社は閉鎖と云う事になるわけです。地元の警備会社は別としまして1名の警備員を雇用をしますのに約3週間の日時を要する次第です。制服に関してもC I Dのライセンスが必要とされていまして勝手に形、色を変える事が出来ません、その他警備機器(センサー類)トランシーバー等にもテレコム of ライセンスを必要としますし幣社としても現在警備関係だけでも5種類のライセンスを所持致しております。現在オフィス・スタッフ11名現業員250名前後で業務を至しておりますが現業員の出入の多いのは当地の常といたしても一番頭のいたい所です。今年 of 目標としまして従業員 of 定着、終身雇用を前提としまして実験的にカトンに従業員用のバンガローを賃借し食事洗濯等を提供しマレーシアより単身者を雇用、教育し給料体系も改善し、安心して又警備員としてのモラルとプライドを持って将来を考えて従事できる会社組織にしたいと思っております。未だその数も10名程ですが3月の未頃迄には100名を目標に行動し、前述しました又企業要望であります質の高い警備に一步でも近づく様努力をしております。現在250名の内に女子警備員が12名程勤務しておりますが、日本の女性とは違った責任感がありまして配属させます企業によっては男性以上の役割をはたして来れますので又職場の花としましても心暖まるものもあります。現在、ショッピング・センター、デパート、工場、オフィス、建築工事現場と多種企業に渡り契約を載せておりますが、私個人の私感になるかもしれませんが国民性又人材等を合わせて近い将来日本と同じ様な機械警備システムに変わるのではないかと感じております。

話は余談になりますが、ある建設現場 of 引合 of 時の話になりますが、私共 of 条件としまして警備員詰所 of 大きさ、クーラー of 設置、着換え用 of ロッカー、安全靴 of 支給、電話 of 設置、ヘルメット of 支給を最低条件に出しましたら、協和警備は殿様商売だ等と云われましたが、常夏の国で24時間警備をするに当って日本と同じ様な考えでは出来ませんよと笑話になりましたが、安全を金で買うチョットキザな云い方ですが、従業員にプライドを持たせる為にも間接的な応援もし、勤務条件 of 改善にも努力し、お得意様に納得して戴き、皆様の職場安全を守りたいと日夜努力しております。

現地の同業者とも話し合うのですが10人が10人共通した意見なのですが、人材の不足これ一点に絞られておる現状です。改善提案はあるのかの問いに対してもあまり反応を示さず、オーナーとお得意先とは何んらかの関係にあるのでしょうか。ノートラブルで解決の様です。

シスコは別格として現在シンガポールには100社以上の警備会社がありますが、9割が5名から20名程度の親族による経営が多い様です。非常に社内のコミュニケーションは良いらしく、人材が不足しているにもかかわらず退職の際にもウラミとかアイコン等も持たずその日迄の給料を計算して別の警備会社に勤務する。日本では考えられない美点？があります。私も短期間の間に色々と勉強にもなり日本と違った型の警備会社になるのではないかと心苦と夢が共存している現在です。

弊社の業務内容としまして警備業務、清掃（ビル一般家庭含）ビル設備管理（電気、空調等）機械警備施工、販売、ペスト・コントロール電気工事、合併企業にて日本側70%、シンガポール30%東南アジア最初の警備保障会社として日進月歩努力し、在星日本企業の御役に立ちたく努力したく思います。

VIEWS ON THE 1984 NWC GUIDELINES

The Japanese Chamber of Commerce and Industry, Singapore, extends its appreciation to the National Wages Council for requesting the Chamber's view in regards to the above captioned subject. Following the thorough studies based on the responses from the members during our recent survey, the Chamber presents its views as follows:

1. THE PROGRESS OF THE 1983 NWC IMPLEMENTATION

According to our survey, 51% of our member enterprises implemented the recommendations 'above the level of the recommended guidelines'. However, this is not because of the good business performance achieved by our member enterprises, it is chiefly by the severe labour shortage. As shown in Table 1, in regard with the business performance last year, 46% of our members replied unfavourable during the first half of 1983, for exceeding the rate of 24% who falls in the favourable category. The improvement of situation in the latter half of 1983 was limited and favourable performance was not seen more than the unfavourables.

TABLE 1 - BUSINESS PERFORMANCE OF MEMBER ENTERPRISES

	<u>VALID RESPONSES</u>	<u>V.GOOD</u>	<u>GOOD</u>	<u>SAME AS LAST YEAR</u>	<u>BAD</u>	<u>V. BAD</u>
1983 FIRST HALF ACTUAL RESULTS %	166	3	37	50	52	24
1983 SECOND HALF ACTUAL RESULTS %	100.0	1.8	22.3	30.1	31.3	14.5
1984 FORECASTS %	169	6	50	67	39	7
	100.0	3.6	29.6	39.6	23.1	4.1

2. THE RECOMMENDED GUIDELINE QUANTUM FOR 1984

In order to continue the economic development, it is crucial in a country like Singapore, who depends to a large extent on overseas markets, to strengthen the international competitiveness. Especially now that the wage-cost in Singapore has already reached the same or even exceeded the levels of the countries like Hong Kong, Taiwan and South Korea, the wage increment which exceeds the productivity will only lead to deterioration in her international competition and at the same time impedes the economic development of Singapore.

Furthermore, it is necessary to continue the investment, both in terms of capital investment and technology development, in order to maintain and empower the international competitiveness. Therefore, it is doubtful to transfer immediately the short term favourable business performance phenomena into wage increment.

In view of the above, we propose that the following should be taken into consideration for 1984 NWC Guidelines finalization.

- (1) The wages of workers should be based on the calculated productivity of the national economy (=actual GNP growth rate-employment growth rate)
- (2) Decision should be made after considering the solvency, including the business performance of individual enterprises and their future perspectives.

Besides, as the business performance vary with the industries, 40 % of our member enterprises support the establishment of guidelines based on the industries.

3. REGARDING THE LABOUR-MANAGEMENT DIRECT NEGOTIATIONS

Basically, the wages of employees should be decided independently by labour-management negotiations, based on the productivity as well as the business performance and solvency of various enterprises. However, at the present stage, as the labour-management relations are not in stage of maturity, we fear the total abolishment of NWC recommendations will only lead to unavoidable dispute.

Consequently, in our opinion, the NWC recommendations should remain to continue until such time that labour-management relations are properly matured.

離業の業全員会 (表)

離業の業全員会	業全員会	業全員会	業全員会	業全員会	業全員会	業全員会
1983年	1983年	1983年	1983年	1983年	1983年	1983年
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

1984年NWC 勧告に関する意見

シンガポール日本商工会議所

シンガポール日本商工会議所は、NATIONAL WAGES COUNCIL が標記の件につき意見照会されたことに感謝致します。本所では会員に対するアンケート調査の結果を踏まえて慎重に検討した結果、下記の結論に達したのでここに回答致します。

記

1. 1983年NWC勧告 実施状況

1983年NWC勧告の実施状況をみると、「勧告を上回って実施」した会員が51%であった。これは企業の好業績を反映したものでは決してなく、深刻な労働力不足のため止むを得ずNWC勧告を上回る賃上げを実施した結果に他ならない。このことは本所会員の昨年の業績をみると一目瞭然である。すなわち昨年上期は全般に「不振」であったとする企業(46%)が「好調」企業(24%)を大巾に上回り、下期も一部業種を除き「好調」企業と「不振」企業が相半ばするなど厳しい状況が続いた。

(表) 会員企業の業績

	有効回答数	非常に好調	好 調	昨年通り	不 振	非常に不振
1983 年	166	3	37	50	52	24
1-6 月実績	100.0	1.8	22.3	30.1	31.3	14.5
1983 年	166	14	51	40	44	17
7-12 月実績	100.0	8.4	30.7	24.1	26.5	10.2
1984 年	169	6	50	67	39	7
業績見通し	100.0	3.6	29.6	39.6	23.1	4.1

2. 1984年NWC勧告のあり方

海外市場に大きく依存するシンガポールが引続き経済発展を遂げる

には、国際競争力の強化を図っていくことが大切である。とくに同国の賃金コストが香港、台湾及び韓国と同等もしくは上回るに至った現在、生産性を上回る賃上げは国際競争力の低下につながり、ひいてはシンガポールの経済発展の阻害要因となろう。

また、国際競争力の維持・強化のうえから常に生産設備並びに技術開発への投資を十分に行うことが必要であるが、こうした観点からすれば、たとえ短期的に企業収益が向上しても、それを直ちに賃上げに用いてしまうことには大きな問題があると言わざるを得ない。

そこで、下記の諸点に留意してNWC勧告を出されるよう提案する。

- (1) 労働者の賃金は国民経済生産性（＝実質GNP成長率－就業者増加率）を基準にすべきである
- (2) 各企業の業績や将来見通しを含めた支払能力等を勘案して決定すべきである

なお、業種別の業績格差が著しいので、業種別ガイド・ラインを設定してはどうかとの意見が40%あった。

3. NWC勧告によらない労使直接交渉について

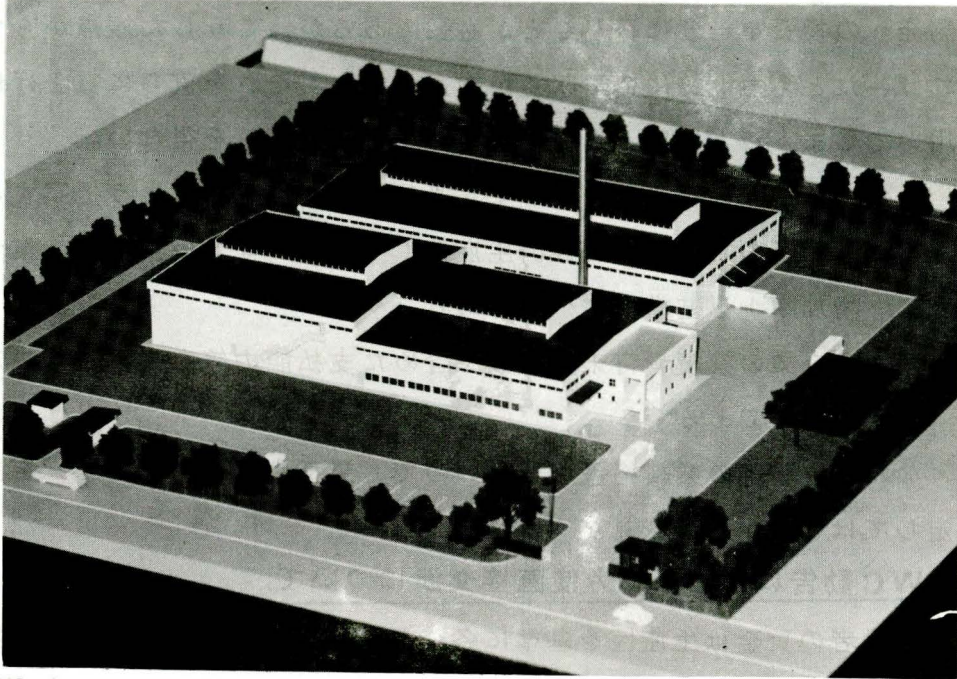
労働者の賃金は生産性を基準に各企業の業績及び支払能力等を勘案して、本来労使が自主的に決定すべきものであるが、成熟した労使関係の育成がまだ十分でない現段階で一挙にNWC勧告を廃止することはいたずらに混乱を招くだけである。

したがって、労使直接の賃上げ交渉の機が熟すまでの間、NWC勧告は存続させるべきである。

会員紹介

* KIKKOMAN (S) PTE LTD

(キッコーマン・シンガポール PTE LTD)



所在地： 7, Senoko Crescent, Singapore 2775

電話番号： 7584625

設立： 1983 年 6 月 (登記)、1984 年 7 月 (操業)

形態： 子会社

代表： 野田 文雄 (取締役 / 総支配人)

Dr. F. Noda (Director/General Manger)

従業員数： 40 名、日本からの派遣社員 9 人

事業内容： 醤油、テリヤキソースの製造・販売。

(会社の特色)

日本の味の原点である醤油を世界の人々に紹介する事を通して、食文化の国際交流に寄与する。

*** ORIENT CONSUMER CREDIT PTE LTD**

(オリエント・コンシューマー・クレジット・プライベート・リミテッド)

所在地：541 Orchard Road # 18-04, Liat Towers, Singapore 0923

電話番号：2359477

設立：1983年2月(登記)、1983年6月(操業)

形態：子会社

代表：新谷 義明(専務取締役)
Mr. Y. Shintani (Managing Director)

従業員数：10名、日本からの派遣社員4名

事業内容：ハイヤーパーチェイス(車輛、その他高額耐久消費財の割賦販売業務)

クレジット・カード業務、リース業務等。

(会社の特色)

シンガポールで、初めて又現在唯一の日系の総合信販会社、地場、日系他企業との調和を図り、豊富で幅広いノウハウを生かして当地のクレジット産業の発展、成長に微力を尽したい。

理事会の動き

第175回1984年2月14日(火) 午後2時～

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) 商工会議所活動の活発化と組織強化について

標記の件について今後検討していくうえでの参考とすべく、花嶋建設部会長および根本第一工業部会長から部会活動の現状と抱負について報告を受けた。

(建設部会)

昨年はシンガポール建設業協会(SCAL)の小規模工事への入札を手控えてほしいとの申し入れやEMPLOYMENT PASS 問題を中心に3回会合を開催、また本年1月27日にはSCAL新館建設資金協力問題について討議した。

当面これといった共通問題はないが、部会活動の活発化に努めたい。

(第一工業部会)

部会員の構成をみると業種的にも規模的にも広範多岐にわたっているが、全体の85%は生産に携わっていることから、話題はどうしても労務問題が中心になる。これまでも部会として各社の実態について意見交換してきたが、結論を出すまでには至っていない。我々としては欧米系企業も含めた労務問題のガイドラインがあればと願っているが、果して当部会だけでガイドライン作りに取り組むべきかどうか、検討中である。

以上の報告後、事務局から「第二工業部会においても現在、労

務問題とくに FRINGE BENEFIT について調査することを検討中であり、場合によっては工業部会全体を対象に実施してはどうか」との提案があった。

(2) 労使関係セミナーの開催について

水戸会頭海外出張中のため青柳副会頭より標記セミナー構想の経緯説明があり、引続き審議に入った。

(セミナー構想の概要)

目 的：シンガポールの一層の経済発展、生産性向上には良き労使関係の確立が必要である。その一助として日本の労使関係を当地の労組幹部、企業の労務担当管理職・スタッフに紹介する。

事 業：5年間継続。毎年2回セミナー開催。本年度については第1回目を7月上旬に日本で開催し、シンガポールアン約20名を派遣、第2回目を11月のPRODUCTIVITY MONTHに当地で約百名の労組幹部、使用者側労務担当マネージャー・スタッフを対象に開催。

主催団体：シンガポール日本商工会議所(J C C I)

日本在外企業協会(J O E A 本部)

なお、日本経営協会(N O M A)も参加するかもしれない。

費用負担：総費用の40%は日本ILO協会の発展途上国問題協力推進事業のFUNDを利用し、残りをJ O E A、N O M Aが負担するよう検討しているが、J C C Iとしても何がしかの費用負担をせざるを得ないであろう。ただ、J C C Iが負担するとしても最大限1万\$ドル~2万\$ドルであり、この負担額は安い航空券の利用や中華総商会との共催等により低減できるであろう。

以上のセミナー構想について審議の結果、次の諸点を十分検討

することを条件に本所として標記労使関係セミナーを開催すること
とで合意に達した。

(検討事項)

○本所の費用負担額は2万\$ドルを限度に減額に努める。この
ため、参加者負担、中華総商会との共催、S D Fの利用等を
検討する。

○参加者の対象範囲の決定、候補者の選考にあたり本所の意向
を十分反映できる方策を検討する。

○セミナー受講者がその研修成果を企業のため、あるいはシン
ガポールの経済発展に役立て得るような方策を検討する。

○その他希望条件があれば事務局へ連絡する。

(3) 会員懇親会の開催について

恒例の会員懇親会を深田大使ご夫妻を主賓にお迎えして次の通
り開催することとなった。

日 時：1984年3月13日(火) 午後7時

場 所：マンダリン・ホテル BALL ROOM, NEW WING

形 式：洋食ビュフエ

服 装：CASUAL

案内先：全会員、JUGAS 幹部、報道関係者

(4) N W C 勧告に関する本所意見の取りまとめについて

N W C から依頼のあった標記の件に関しては、「N W C に関す
るアンケート」調査結果をもとに経営研究委員会で意見を取りま
とめてもらった後、それをN W C 本所代表委員に提示し、その了
解を得て2日までに本所意見として公式にN W C に提出すること
となった。

(5) COMPANY WELFAREISM に関するN P Bアドバイザーとの懇談に
ついて

標記懇談会には青柳副会頭、後藤、三森、小林各理事にご出席
頂くことになった。

- (6) TASK FORCE ON PROMOTION OF FEMALE PARTICIPATION IN THE LABOUR FORCE への本所代表派遣について

N P B から派遣要請のあった標記 TASK FORCE の本所代表として、シンガポール・タイムの小林理事を推薦することとなった。

- (7) INDUSTRIAL RELATIONS ORIENTATION PROGRAMME FOR TOP FOREIGN MANAGERS に関する S N E F の協力依頼について

S N E F から標記プログラムの本所「月報」での紹介とパネリストの派遣要請があり、これについて諮ったところ、パネリストとして大塚理事に参加していただくこととなった。

3. 報 告 事 項

- (1) 中華総商会主催第 17 回慰霊祭への参例について

2 月 15 日 (水) 午前 10 時 30 分に開催される慰霊祭に例年通り本所として花輪を捧げるとともに、本所代表として青柳副会頭、生松理事及び西田事務局長が参列する旨報告した。

- (2) 会員講演会について

盛田ソニー会長の来星を機に J O E A と共催で次の通り盛田会長セミナーを開催する旨報告した。

日 時：1984 年 2 月 22 日 (水) 午後 1 時 45 分～同 2 時 45 分

場 所：シャングリラ・ホテル、カトン・ルーム

講 演：「世界経済と国際関係」

講師：ソニー会長 盛田 昭夫 氏

- (3) 部会・委員会等開催報告

① 部 会

○ 1 月 26 日 (木) 第二工業部会幹事会

○ 1 月 27 日 (金) 建設部会

② 委 員 会

○ 1 月 19 日 (木) 経営研究委員会

○ 2 月 10 日 (金) 広報委員会

③懇談会等

- #### 4. 入 · 退 会

事務局より下記の入会を報告し、審議の結果、次の通り決定した。

- 入 会 (1 件)

ORIENT CONSUMER CREDIT PTE. LTD. - - - - - [A]

5. 會計報告

吉永財務委員より1984年1月分の会計報告があり、異議なく承認された。

6. その他

現在、組織担当理事を中心に会員格付基準の見直し作業を進めており、できれば2月中に各部会担当理事及び正副部会長にご参集頂き、ご意見を伺う予定にしている旨事務局より連絡した。

以上

2 ～ 3 月の主な経済記事

- 2 月 21 日 。外国投資家がシンガポールで永住権を取得するさい積み立てねばならない保証金の額がこれまでの 50 万 S ドルから 100 万 S ドルに引き上げられた。

最近内務省から発行された“雇用パス・永住権・公民権”手帳によると新条例では、当該投資家が政府に納入した保証金を 2 年以内に当局の認める工業部門に投資しない場合、同保証金は 20 年間政府によって保管され、この間同資金には利子が支払われない。これまでの規定では同保証金には年利 3 % の利子の支払いが保証されていた。

新条例によると、外国投資家は保証金納入期日から 2 年以内に政府に同資金の投資用途への使用を申請でき、同申請が承認された投資家は保証金の返済を受け、所定の工業部門に投資することができる。しかし同資金は少なくとも 5 年にわたって投資用途に用いられることが義務づけられている。

今回保証金の額が引き上げられた理由としては政府が真の投資家の定住を求めていることとともに、政府が今日進める資本・技術集約化政策の下では従来の 50 万 S ドルの保証金ではシンガポールの工業化への貢献が期待できなくなったことが考えられる。

- 2 月 23 日 。当地金融機関のオフショア資金運用業務を奨励するため、同業務からの利益に対する税率をこれまでの 40 % から 10 % に引き上げる法案が近く国会に上程される見通しである。

D B S 銀行の Lock 副頭取によると、政府は昨年 9 月に同様の税制優遇措置を明らかにしており、これまでに金融

機関 3 行が M A S (金融管理局) から同措置の適用を認められている。同措置は国会で正式に承認されたものではないため、M A S はこれら 3 行に口頭で通知するにとどめているが、なお他行からの申請にも検討を加えているという。

昨年 9 月の M A S の各行への通知によると、同措置の適用期間は昨年 5 月から 5 年間で、満期後、大蔵大臣は同措置の期限を延長するかどうかを決定する。

- 23 日 。統計局発表の推定人口統計によると、昨年 12 月末現在、シンガポールの総人口は 251 万 6600 人を数えた。82 年末の 248 万 8400 人に比べ 2 万 8200 人、1.14 % の増加。中国人が 76.6 %、マレー人が 14.8 %、インド人が 6.4 %、その他の人種が 2.2 % の構成比率となっている。

REPUBLIC OF SINGAPORE
POPULATION ESTIMATES BY ETHNIC GROUP AND SEX AS AT END-DECEMBER, 1983
(Thousand Persons)

Ethnic Group		Total	Chinese	Malays	Indians	Others
Sex						
Total Population		2,516.6	1,927.0	371.5	161.7	56.4
Males		1,282.6	970.9	191.9	90.8	29.0
Females		1,234.0	956.1	179.6	70.9	27.4

- 28 日 。コンピューターその他自動化機器の購入に支払われた費用に 100 % の税控除を認める 1983 年第 2 号所得税修正法令が今年 1 月 13 日から発効した。

24 日付けの政府公報によれば、修正法令第 19 条 A の規定により、事業、商売あるいは専門分野の職業上の必要からコンピューターやオフィス自動化設備を購入した者は誰でも 1984 年税制年度からその購入に要した投資支出に対し 100 % の税控除措置が受けられる。修正条令には税控除対象となるオフィス自動化設備の種類や名称が列挙され

ている。

- 3 月 8 日 。保健省の3日付け公報によると、Medisave（国民医療貯蓄）制度が4月1日から全ての国立病院で実施に移される。各病院とC P F（中央積立基金）局を結ぶコンピューター・システムがすでに設置され、職員の訓練やその他の準備作業も完了しているという。

利用手続きはできる限り簡素化されており、Medisave口座を利用したい患者は入院時または入院直後に身分証明書を提示し、同口座からの引き落としを指示する書類に署名すれば、自動的に入院費用がMedisave口座から引き落とされる仕組みになっている。

このMedisave制度は政府が進めている国民保健計画の中核をなし、雇用主と従業員が毎月納めるC P F納入金のうち各3%ずつをMedisave口座に振り替え、同口座から入院費用を支払う制度。毎月のMedisave口座への振り替え金額は現在、上限が240Sドルと定められているが、7月1日から300Sドルに引き上げられる。

- 8 日 。ASEAN 貿易投資公社（A T I C）が6カ月以内にシンガポールで設立され、営業開始する見通しとなっている。

ASEAN 商工会議所のA T I C設立準備委員会会長 Jose Concepcion Jr. は6日記者会見し、同計画を明らかにした。

同公社は ASEAN 域内諸国間および域外諸国との貿易投資を促進することを主目的としているが、興味深いのはその決済方法に関する新しい考えである。

A T I Cはその域内諸国間貿易代金を域内通貨で決済しようという考えで、この方式が採用されれば米ドルなど外貨を利用する必要がなくなって外貨不足に悩む国々の負担が軽減され、域内貿易は大いに促進されるだろうという。

また ATIC は域内国の利益になる投資プロジェクトも計画しており、例えばタイにおける畜産プロジェクト（投資額約 2000 万 U S ドル）などはシンガポールの利益になるだろう、という。

同公社は当初払込資本金 1000 万 S ドルの予定だったが、ブルネイの加盟で変更になるかもしれない。

同公社設立計画は 5 月にジャカルタで開かれる ASEAN 経済閣僚会議で承認される見込み。また、域内通貨による決済方式については 7 月にバンコクで開かれる次回 ASEAN 商工会議所会議で検討されるという。

12 日 。 ジュロンタウン公社（J T C）は工場スペース供給過剰による空きスペースを減らすため、標準型工場の賃貸料と販売価格を値下げするとともに、これまで禁じられていた工場スペースの倉庫への転用を認めることになった。

J T C スポークスマンは 8 日、今月からこの変更が行われたことを確認した。ただし、これらの変更は標準型工場にだけ適用されるという。

この変更により、新規に 2 つの J T C 標準型工場ユニットを購入または賃借する者には 10 % の割引が提供され、3 つ以上のユニットを同時に購入または賃借する者には 15 % の割引が提供される。また、すでに J T C 工場を利用している者が追加購入または賃借する場合には、1 ユニットの場 10 %、2 ユニット以上の場合 15 % の割引が提供される。さらに追加措置として、標準型工場の賃借または購入契約後 6 カ月間は支払いが猶予されるという。

また、工場を倉庫として利用すること（これまでは禁止されていた）も認められる。ただしその場合、リース期間は従来の 30 年から 15 年に短縮され、借地料が 125 % 増となる。

2月末までに、JTCは973の標準型工場を建設しており、これらを1工場あたり100万～250万Sドルで販売、または平方メートルあたり9～20Sドルで賃貸している。ただし、どれだけの工場スペースが空きになっているかは明らかにされていない。

- 14日。業界筋によれば、昨年12月から今年1月の間に建設プロジェクトの入札価格が平均20%値下がりした。“1982/83年市場調査”によれば、1982年当時すでに10～15%入札価格が値下がりしており、今日の入札価格は底値に達したものと見られる。

建設コストがこのように低下しているにもかかわらず、不動産ディベロッパーは需給がバランスしているため敢えて冒険することを望まず開発計画を棚上げする者が増えている。このため建設業者は工事獲得のためコスト割れも辞せず激烈な競争を展開している。

こうしたなかで、外国建設業者が工費1000万Sドル足らずの学校建設の入札にまで参加しており、地元業界に脅威を与えている。1982年には外国建設業者の工事請け負いが全体の23%(20億Sドル)を占めたが、1983年には26%(25億Sドル)に拡大している。外国建設会社が引き続きシンガポール市場に新規参入しているため、業界には近い将来業界再編成が具体化すると予想する者も出ている。

しかし建設コストの低下により公共部門の土木建設工事だけは盛んで、数千万Sドルの建設計画が続々承認されている。

広 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (13TH MARCH 1984)

* MITSUKOSHI SINGAPORE PTE LTD

Mr. S. Hamazaki (Managing Director)

10 Anson Road # 14-08

International Plaza

Singapore 0207

Tel: 2259166

* NIPPON ELECTRIC GLASS CO LTD

Mr. E. Amano (Chief)

545 Orchard Road # 10-03

Far East Shopping Centre

Singapore 0923

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* ISETAN (SINGAPORE) LTD

From Mr. Y. Tsutsui to Mr. N. Uchiyama

* TAIKO ELECTRONICS (S) PTE LTD

From Mr. H. Kamo to Mr. T. Takahashi

* TSUBAKIMOTO SINGAPORE PTE LTD

From Mr. T. Watanabe to Mr. Y. Kuninori

* HITACHI KOKI (SINGAPORE) PTE LTD

From Mr. A. Abo to Mr. T. Sakurai

* UBE INDUSTRIES, LTD

From Mr. T. Tawarada to Mr. Y. Kado

** CHANGE OF TELEPHONE NO.

* OKAYA SINGAPORE PTE LTD

Tel: 2961111

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$ 10
シンガポール共和国移住法	S\$ 15
民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$ 10
公益事業法	S\$ 10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE (非会員)	S\$ 30
(会 員)	S\$ 15

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション	
(改訂版) (非会員)	S\$ 40
(会 員)	S\$ 20
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$ 15

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法 (会 員)	S\$ 60
シンガポール共和国会社法 (非会員)	S\$ 70

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
法律第9号（共和国関税法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$15

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$10
建築物規制法（1973年法律第59号）	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5

労働関係

シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法……	S\$30
労働組合法（1977年）	S\$10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1983年）	（会 員）	S\$15
	（非会員）	S\$30
月報（各月号）		S\$ 8
国際比較統計要覧		S\$ 5

編集後記

3月、4月の転勤シーズンを迎え、見送り、出迎えのため、チャンギ空港への往復にあわただしい日々をお送りの方も多いと思われるこの頃です。当地を離れる方に、新任地でのご健闘を祈ると共に、新たに着任された方には、一日も早くシンガポールの気候風土に慣れてそれぞれご活躍される様にと願わずには居られません。

月報3月号の内容をご紹介します。

まず冒頭には、東海銀行の**新井**専務の当地での講演（昨年12月開催）の記録から、「**最近の国際経済情勢と為替動向**」についてお届けします。

つぎに、「**シンガポールの株式市場**」について、シンガポール野村マーチャント・バンキングの**福田**氏にご寄稿いただきました。

業界シリーズとしては、身近かにありながら意外と知られていない「**シンガポールにおける警備保障業界**」について、協和セキュリティガードの**松本**氏にご紹介いただきました。

事務局からは、本年度のNWC勧告に関する意見をまとめたものを掲載して頂きました。

今月号の担当は、**村山**（伊勢丹）、**斉藤**（日本国土開発）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 58 / 4 / 83

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02 - 11 / 12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106